徳島県告示第四十七号

及び那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果につい 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定に基づき、 ては、 同条第二項の規定によ 海陽町長

り次のとおり認証した。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海陽町に係る地籍調査

調査を行った者の名称

海陽町

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

海部郡海陽町海南 地区、 海部一 二地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

海部郡海陽町吉野及び多良の各一部 (海南一 二地区) 並びに高園及び野江の各一

部(海部一 二地区)

5 認証年月日

那賀町に係る地籍調査 令和五年二月六日

(—)

調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

 (\equiv) 成果の名称

那賀町 (白石の一部) の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町白石の 部 (白石一地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

2 (--) 調査を行った者の名称

那賀町

 (\Box) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

 (\equiv) 成果の名称

高野の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町高野 (高野地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

3 (--) 調査を行った者の名称

(二) 調査を行った時期那賀町

令和元年度及び令和二年度

 (\equiv) 成果の名称

調査を行った地域木頭助・木頭出原の地籍図及び地籍簿

(四)

那賀郡那賀町木頭助及び木頭出原の各一部 (助二地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

4 (-) 調査を行った者の名称

那賀町

 (\Box) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

 (\equiv) 成果の名称

調査を行った地域雄の地籍図及び地籍簿

(四)

那賀郡那賀町雄の一部 (雄七地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日